

令和3年神奈川県議会第2回定例会 防災警察常任委員会

令和3年5月31日

佐々木(正)委員

私のほうから、さきに質問された委員の方々から詳しい答弁もあったので大体内容は分かってきましたが、まず、カラオケ設備提供等の終日停止について伺います。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9弾）ぐらいからカラオケ設備提供等の終日停止が要請内容に入ってきたということで、その間にも様々な調査で動いてくださっているわけであります。先ほどの部長の答弁でも、また課長の答弁でも、時短要請に違反した場合、今度は命令をして、酒類の提供は要請、そして、カラオケ設備の提供の終日停止ということです。これは県全域というものになるでしょうが、具体的には調査をしていく理由が、命令など飲食店に対するストレスになるような、調べるということではなくて、あくまでも感染防止対策の充実に取り組んでいるかどうかという観点で行っています。まず、カラオケ設備の提供をしてしまっているところが、その調査の中であったのかどうか、お聞きしたい。

危機管理防災課長

現在、県内、委託業者が飲食店を回っていますが、カラオケ設備の設置については、本県の場合は終日の利用停止ですので、使用しているか、していないかの確認はしています。今のところ、使用している状況はないと報告を受けています。

佐々木(正)委員

非常に大事な観点だと思っています。そういう部分、店舗についての調査といいますか、確認がされているのだと思います。その中で、先行会派の質問、指摘にもあったように、本当に疲弊してきてしまって、本当に不満が爆発しそうな状況というのが、言うなれば、皆さんのが感覚だと思うのです。

その意味で、先ほど来部長が強調なさっていましたが、あくまでも感染防止、県民の命、暮らしを守るために必要だという観点であるわけです。要するに、店の声を聞くと委託業者が調査に行けば、それは大概のところは対応しているというか、するでしょう。本音のところを我々、委託業者の方々、県が察知をして、今回の行っていること自体もどういうような教訓とするのか、今後につなげていかなければいけないでしょう。今、調査中ですから、最後にまとめてどういう結果、教訓として残ったかは、後からしていくものだと言うかもしれないが、なるべく今の調査の状況を途中段階でも、こういうことが感染につながっている、こういうところがやはり現場の意見として、あるいは、現場の実態として分かったということを、県民の皆さんと共有したりしていかないと、不満だらけになってしまいのではないでしょうか。結局、何だかんだ言っても、調査して、取り組んでいないところを実施させるみたいな、どうしてもそういう感じに捉えがちになるのではないかと思うのです。

そのため、まず、店の声を聞くだけではなくて、実態を把握する上で十分な準備といいますか、委託業者が、文言というか、聞き方に対しても、忙しいときに行っているから、また再度行かなくてはならないなど、門前払いになって

しまうではないですか。そういうところに対する対処法等は、次回はどういう形で行くのか、同じような状況のときに行っても、また同じように帰されてしまうではないかと。また行くといつても、アポイントを取るといつても、営業しているときに行かないと意味がないから、結局、店が開いているときに行くわけです。そういうときに、どのように今後把握していこうかと、再度行きますといつても、全く同じ状況だと、同じことになるのではないですか。その辺りの調査の仕方を、感染防止という観点について、もう少し全面にして事業者の理解を得るなど、どのように工夫して行っていこうと思っているのか、お聞きします。

危機管理防災課長

飲食店の店舗訪問は、委託事業者によって目視とヒアリングを実施しています。我々、当初は15分程度を想定していました。今、委託事業者と我々危機管理防災課の職員と密に連絡は取り合っています。訪問できた店舗については15分以上の時間がかかること多くあると事業者から聞いています。まず、今月、急激にスタッフを増やしたものですから、そもそも訪問スキルに少し問題があるところもありました。その辺りは日々の報告の中で小まめにフィードバックをして、練度を上げるような形で対応を続けています。おおむね、県内多くの地域を回るようになりましたので、非常に訪問のスキルの高いメンバーを、精銳を残して回れるような形で、今後工夫して、委託事業者が実施していくと承知をしています。

また、我々が夜間巡回している際にも、飲食店からの声は多数お聞きます。そういう情報は事業者とも共有をして進めていきたいと考えています。

佐々木(正)委員

県ももちろん巡回してくださっているわけですから、非常にそういう具体的なスキルを身につけてくるわけです。スキルが高まっていくこと自体も教訓の一つだと私は思います。県民サービスの向上ということから考えて、スキルの向上そのものが安全・安心を与えることもあります。まず、委託業者と県の職員が同行して、一緒に訪問していることがあるのか、お聞きします。

危機管理防災課長

まず、くらし安全防災局で委託事業を締結した際には、我々が令和3年1月から巡回をしていて経験がある状態でしたので、飲食店を訪問するスキル持っていました。そのため、4月当初の段階は、くらし安全防災局の職員と委託事業者と一緒に回るような形で対応していました。だんだん独り立ちをして、今は、委託事業者に任せて回っている状態になっています。

佐々木(正)委員

最初だけではなくて、新しい人を増やしているわけですから、今後もそれは定期的に委託業者と県のスキルが高い人も回るべきだと思うのです。それについてはどうですか。

くらし安全防災局長

今、店舗の見回りが2通りあります。一つは、昼間を中心に委託業者が店舗を回るというものです。

これは、新しい生活様式、コロナ禍の中で、今後、飲食店が継続的に営業で

きるために、一定の感染防止対策というのが必要になります。そうしたところで、アクリル板がなければ、アクリル板をぜひ設置してください、あるいは、手指消毒をここに置いていますが、お客様が来たときには、しっかり声をかけて、まずは消毒してから入っていただくようにしてくださいといったことを、決して上から目線ではなく、一緒に感染防止対策を徹底して、コロナ禍の中でも、今後、営業できるようにという目線で回っていただくようお願いしています。

一方、県職員は、要請、命令という、特措法に基づいた強い措置を行うための巡回があり、こちらを担当しています。夜間ですと、昼間の業者と比べて、当然、それなりに対応する力も求められます。県職員が中心になって、そして、県職員の目で見たことを記録にまとめて、最終的には命令までつなげていくという役割分担をしています。

危機管理防災課長が答弁したとおり、既に飲食店回りをしている委託事業者も、この1か月行う中でかなりノウハウ高まってまいりました。また、委託期間も1年間委託契約をしています。1年間の中で、県内全ての飲食店を回ることを基本に、長きにわたって感染防止対策を行い、営業継続できるようにと考えています。

それから、私ども、もう一つもくろんでいるのは、今後、緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置が解除された際に、本県でも、リバウンド防止期間という特措法第24条9項に基づく措置を1都3県で取って、そういったときにも時短要請をしていました。そういう部分で、例えば、感染防止対策を徹底しているところに対しては、それを猶予することも法制度的に可能ではないかということで、全国知事会を通して国にも確認しているところです。

国から、令和3年5月28日、先週の金曜日に事務連絡が出て、飲食店を回る際にはこういう点に留意をしてほしい、いずれ、こういった認証制度が普及していくけば、政策的に認証店について一定のインセンティブを与えることもあるというような内容でした。私どもや委託業者が飲食店を回って、そして、感染防止対策を徹底していくことの裏には、仮に、今後、そういった第24条9項という命令や要請につながらない状況の中で時短要請を行う際に、そういった店については、一定の猶予をしてインセンティブを与えることも含めた形で今検討をしています。

一方、夜の見回りについては、要請、命令につながるので、県職員が中心に行っています。しっかりと役割分担をしながら、業者と緊密に連携をして、引き続き対応していきたいと考えています。

佐々木(正)委員

県民目線からすると、委託業者が来ようと、県の職員が来ようと同じです。委託業者と県職員の役割分担は分かれますよ。しかしながら、それは県側の目線であって、見回りをされる方々としては、県の委託を受けてきていることに変わりありません。その辺りだけは履き違えないよう、感覚を持っていただきたいと私は思うわけです。

ですから、逆に言うと、抜き打ち調査などと言われないために、本当に丁寧に行っているのでしょうか、委託業者そのものに県がしっかりと目を配って、

抜き打ちで一緒に行くなど、そういうことも別に方法としてあるわけですよね。

ですから、県民だけではなくて、委託業者に対してしっかりと指導してあげて、一緒にスキルを上げていくということが最初だけではなく途中も大事なのではないですか。そういう観点で私は申し上げたのです。いかがですか。

危機管理防災課長

委託事業者については、飲食店には非常に丁寧に対応するよう指導し、実際に、丁寧に対応していただいていると伺っています。

見回りも一巡はしますが、まだ酒類の提供停止で休業している店舗が大量にあります。今後、見回る際には、一層丁寧に対応して、把握に努めていきたいと考えています。県のほうも、委託事業者であるテルウェル東日本には、毎週のように職員が行っていて、やり取りしていますので、緊密に連携しながら対応したいと思っています。

佐々木(正)委員

先行会派の質疑でもありましたとおり、マスク飲食実施店認証制度については所管が違うので、総務政策常任委員会になるのでしょうか、時短要請をしている中で、認証店をその対象から外す仕組みを全国知事会を通じて国に要請していることも記事に載っていたし、部長も答弁していたと思います。具体的にどのような内容なのでしょうか。先ほど局長が第24条9項について詳しく話をしてくださいありがとうございましたが、総務政策常任委員会で2年間、去年、おととし、今月でも、幾つかマスク飲食実施店認証制度についても答弁していただきました。委託業者がいろいろと回っている部分でも、一応案内はしているということですね、その中で、目標値も聞きました。目標として絶対1,000軒ぐらい回るということだったので、承認されないところはあるのか、行ったところは全部承認して、マスク飲食に取り組んでいる店として登録するのが仕事ではないか、落とすのが仕事ではないという話を総務政策常任委員会の場でしたのです。

その上で、承認された店舗を対象から外す仕組みを全国知事会を通じて国に要請しているということで、これはマスク飲食実施店認証制度の承認を得たところだけを外すという考え方なのでしょうか。そうしてしまうと、ほかも一生懸命頑張っていて、マスク飲食実施店に手を挙げていない店舗はたくさんあります。マスク飲食店として承認してほしいという店舗を、例えば解除してしまうと、認証制度は要請というより手挙げ方式で一応は行っているわけで、そういうところを解除していくというのは、私は少しハレーションが起きてしまうかと思っていますが、文面だけしか見ていない判断なので分かりません。最後に、知事の要請について、もう少しあみ碎いて教えていただけますか。

防災部長

飲食店が感染の急所と言われる中で、感染防止対策に取り組んでいるのかどうかを訪問した上でいろいろと確認し、一緒に取組を進めているところです。

そういった一方で、きちんと取り組んでいるところについて、先ほどの経営基盤も含めて、プラスで、逆にきちんと取り組んでいることをもって営業できる、要請から除外することを国には求めているところです。

ただ、委員おっしゃるとおり、マスク飲食を本県は進めていますが、いろい

ろその辺りのエビデンスの問題、それからその他、例えばアクリル板の設置がどうなのか、換気がどうなのか、制限から除外する以上は、そういうたエビデンスをしっかりと確認できることが前提となってきます。その辺りを含めて、今後、国のはうにしっかりとそのエビデンス等を求めていきたいと思っています。

佐々木(正)委員

エビデンスという答弁があったのでお話をしますと、エビデンスを出すのは非常に難しいのではないかと思うのです。形のエビデンスなのか、感染を抑えられるというエビデンスなのか、それによっても全然違うはずです。だから、マスク飲食に取り組んでいます、アクリル板も置いています、注意喚起もしています、それだけでエビデンスとなるかどうか。

マスク認証が取れたお店であっても、どこから感染するか分からないです。お店に来るお客さんだけではなくて、もしかしたら従業員の中で、もしかしたら外でうつって、そして、無症状のまま接客している可能性だってゼロじゃない。そのエビデンスというのはすごく難しい。

それで、逆に言えば、マスク飲食実施店認証を取ったところは必ず感染症の患者を出さないかというのも、エビデンスなどできないでしょう。いつ入ってくるか分からないから。

そういうことを考えると、その認証制度のところを、例えばの話かもしれません、全国知事会に要請して対象外にしていくというのは、もう少し考えないといけないと思います。認証制度とは手挙げでしょう。手を挙げてないところだって一生懸命取り組んでいるところもあるかもしれない。認証制度は結構登録するのにいろいろ時間がかかるから、うちは自信を持って行っていますというところだって対象にしていくべきなのだろうと思います。

最後にしますが、その辺りをしっかりと考へた上で、全国知事会に提案して、国に要請していることについては、本当に慎重に、県民の感染防止という観点からしっかりと取り組んでいただきたいと要望します。最後に答弁だけお願ひします。

くらし安全防災局長

佐々木委員からお話をあったこと、そのとおりだと考えています。

今、認証制度が一番進んでいる山梨県、山梨モデルというのがあります、そこでもクラスター、あるいは感染者が発生しています。すなわち飲食店がアクリル板を設置し、手指消毒も徹底し、さらにマスク飲食も徹底したとしても、どこでどう持ち込まれたか、そこで感染が発生しないとは断定できない状況にあります。

国の動向を見れば動きは明らかですが、昨年の緊急事態宣言の際には、ウイルスがどういうものなのかよく分からなかつたことから、幅広い業種に休業要請をかけ、その結果、経済が大きく沈滞しました。それで、昨年の秋ぐらいから、どうも飲食の場における飛沫がウイルスを広げていくということが国の分科会で着目され、その結果、2月に法が改正され、まん延防止等重点措置ということで、特にお酒を飲む時間帯である夜に飛沫による感染が高いであろうから、夜の時間短縮営業を行うことが法制度化されました。

しかし、現在は変異株というのが入ってきて、もうこれは飲食店のみならず、マスクをしていてもかかるような状況ということで、どうも国の動きというのは人流そのものを抑えるという方向に動いているようあります。今のまん延防止等重点措置は人流を抑えることをダイレクトな目的はしていませんので、国の対処方針の中で、百貨店の時短要請など人流の抑制というのが徐々に対処方針で追加されている状況です。

このように、国の見解も変異株等ウイルスを取り巻く状況変化に合わせて変わっています。これからインド株、あるいはハイブリッド株などと言われているものも出てきているようで、ますますウイルスを取り巻く環境は変化してまいります。私どもは国の基本的対処方針に基づいて、県としてできることを精いっぱいしていく。こうした中で、委員おっしゃるとおり、認証制度について、仮に時短要請の解除も視野に入れるのであれば、これはかなりの数の手が挙がってくるでしょうから、そういったところに対してどう認証していくのか。また、そういった仕組みについて政策局としっかりと連携しながら対応していくたいと思っています。

課題はたくさんありますが、しっかりと対応、検討を進めてまいりたいと考えています。

佐々木(正)委員

休業しているところもあるのですよ。やめてしまっているところ。そういうところをどうするのかと。もう要望で終わりますが、休業しているところをどうするのか。そういうことも考えながら、エビデンスとおっしゃっていましたが、今後しっかりとそういうものをどう出していくのか、その辺りを含めて、またの機会に聞いてみたいと思います。

とにかく県民目線で、不平等にならないように行っていただければということをお願いして、質問を終わります。